

新病院第2期工事について

新病院への病棟引っ越しも年末に終え、患者様より病室からの見晴らしの良さにお褒めをいただいております。今後はさらに職員に対しての評価を上げていく努力を行っていきたく思います。さて工事につきましては第2期工事に移り図面に示している南・北工区の2カ所で施工いたします。概略の工程を参考にいただき皆様のご協力をお願いいたします。

●第2期工事工程と周辺図



(工事工程)

年	月	解体	山留め	掘削	基礎・免震	建物工事	内装工事	改修	外構工事
2005 H17	1								
	2	<管理棟・旧病棟解体							
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
2006 H18	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
2007 H19	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								

地域医療科 窓口のご案内

八鹿病院は地域の医療機関の先生方やケアマネージャー、また福祉施設の皆様、地域住民の方々にお役に立てるように、地域医療科の活動を始めてこの4月で1年を迎えました。まだまだご利用いただけていない方、あるいはどのような内容の仕事なのか知らない方も大勢おられると思います。当院の地域医療科は開業医の先生、医療関連施設との連携の窓口であり、住民の方々との接点となる事を心がけております。

新病院第一期完成とともに地域医療科も仮設の外來棟の玄関寄りに移りました。

今後もより充実した活動をご提供出来るよう努力し、皆様のお手伝いをさせていただきますのでどしどしご利用下さい。

活動内容

地域の皆様には.....

何処に相談したらよいかわからない時におたずね下さい。

1. 入院、入院外を問わず、住民の方々が医療費・生活費に困っている場合
2. 保険・福祉関係諸制度の活用が分からない場合。
3. 療養中の心理的・社会的なお悩みのある場合。

入退院時に困った時におたずね下さい。

1. 自宅近くの医院に通院したい。
2. 訪問看護.....在宅ケアを受けたい。
3. リハビリテーションを継続したい。

生活習慣病にご心配の方

1. 健康作りの指導を受けたい
2. 予防のため検査を受けたい
3. 人間ドックを受けたい

保健師やMSW(メディカル・ソーシャルワーカー)などの専門の担当が医療相談、連絡・連携を対応いたします。勿論個人情報の保護には充分の注意を配慮しておりますのでご安心下さい。

事前予約がとれます

1. かかりつけの医療機関から八鹿病院の診察や検査の予約をお願いして頂ければ適切な診察や、検査がスムーズに受けられます。
2. 住民検診などで精密検査が必要となった方
 - 直接各科外来にご予約されてもよいですが特殊な検査(MRI)を除いて地域医療科をご利用いただければ専任の担当がお手伝いいたします。

紹介状をお持ちの方

1. ご事情があってかかりつけの先生からの事前予約がとれない。
2. 受診希望の診療、担当医が判らない
3. 複数の受診、検査が必要な時
 - 地域医療科にお電話、FAXにて御連絡下さい。各外来との調整を行い適切な日時の予約をお取りします。

かかりつけ医をご紹介します

1. 気軽に相談出来る身近な医師を持ちたい
2. 通院が難しい、往診が必要
3. 適切な専門医に検査や治療の情報を添えて紹介をする
 - 患者様や御家族と相談しながらお探しします。かかりつけ医を持たれても、必要に応じて病院の受診は出来ます。

病院情報の提供

1. 地域医療科日より.....先生方の休診のお知らせ
各科の催しのお知らせなど
2. 生活習慣病教室のご案内.....骨粗しょう症・ダイエット・糖尿病予防・禁煙・動脈硬化予防など(問い合わせお申し込みは地域医療科にお願いします)
3. 公開講座の案内

これからも地域医療科は八鹿病院が地域の病院としてどのように取り組めばよいか考えていきます。橋渡しとしての役割をご理解戴き皆様のご意見ご提案をお待ちしております。今後ともよろしくお願ひします。

患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質な医療を受ける権利.....差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利.....医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利.....十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利.....医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利.....治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利.....尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利.....皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。